

## 令和7年度大阪市障がい者等基礎調査について

### 1 大阪市障がい者等基礎調査の目的

令和8年度に、障害者基本法に基づく「大阪市障がい者支援計画」（令和6～11年度）の中間見直し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」（令和9～11年度）を策定する必要がある。

策定にあたっては、内閣府が定める「市町村障害者計画策定指針」において、地域の障がい者、住民の意見を広く聴取するよう配慮することされている。また、障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するにあたっては、障がい者等のニーズ把握等を行うことが努力義務化されている。

このことから、令和7年度中に「大阪市障がい者等基礎調査」（以下、「基礎調査」という）を実施することにより、本市の障がい者等の生活実態やニーズ等の把握を行い、障がい者支援計画の中間見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基礎資料とするものである。

#### 「市町村障害者計画策定指針」（内閣府）

計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、…等を適宜実施し、…地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法

市町村は、…障害者（児）等の心身の状況、…その他の事情を正確に把握した上で、…障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

### 2 調査対象者の抽出

**【抽出方法】 無作為抽出（一部除く）**

\* 対象者の居住地が偏ることのないよう配慮し、各区の実情に応じた取組にも反映できるよう留意する

**【調査数】 前回調査の回収率を踏まえ、統計上有効となるよう設定**

「精神科病院入院者基礎調査」については、協力病院の負担等を勘案しつつ、一定の信頼性を得られる調査数を確保し、協力病院ごとに設定した必要数のなかで対象者を無作為抽出する手法により実施

### 3 調査実施時期

令和7年12月頃（予定）

11月下旬頃に、調査対象者あてに調査依頼状及び調査票を送付

## 4 調査票の配付と回収方法

システム：本市の行政オンラインシステム

調査票	対象者	配付方法	令和7年度 (案)	令和4年度実績	
			回収方法	回収方法	回収率
障がい者（児）基礎調査（本人用）	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）受給者（無作為抽出）	郵送	郵送+システム	郵送+システム	37.1%
障がい者（児）基礎調査（家族用）	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）受給者（無作為抽出）のご家族の方	郵送 (本人用に同封)	郵送+システム	郵送+システム	29.1%
障がい福祉サービス等事業者調査	障がい福祉サービス等事業者（移動支援事業所、地域活動支援センターを含む。）	メール配布	システム	システム	49.0%
大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関を利用した者のうち住所氏名の把握等が可能な方	郵送	郵送+システム	郵送+システム	45.7%
障がい者（児）基礎調査（施設入所者用）	施設入所前の住所が大阪市内であり、施設入所されている方	郵送	郵送	郵送	58.8%
障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設の管理者の方	郵送 (施設入所者用に同封)	郵送	郵送	61.7%
特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査	特定医療費（指定難病）受給者（無作為抽出）	郵送	郵送+システム	郵送+システム	54.3%
小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査	小児慢性特定疾病医療受給者（無作為抽出）	郵送	郵送+システム	郵送+システム	49.8%
医療的ケア児基礎調査	医療型短期入所の利用者、小児慢性特定疾病医療支援事業対象者のうち、医療的ケアを受けている児童	郵送	郵送+システム	郵送+システム	51.3%
精神科病院入院者基礎調査	大阪府内の精神科病院において、入院前の住所が大阪市内であり、入院中の18歳以上の方	郵送 ※	郵送	令和7年度調査より実施予定のため実績なし	

※事前説明のうえ協力病院へ調査票を郵送。

## 5 調査項目の削除に向けた検討

今回の基礎調査は、支援計画の中間見直しのために向けたものであり、これまでの障がい者計画策定・推進部会での議論等をふまえ、「回答者の負担軽減」のため、調査項目の削減を行う。

### ◆ 検討経過

調査項目について検討を行うワーキンググループ（作業部会）の中で、下記の考え方に基づき設問内容、選択肢について検討。

### ◆ 設問の整理にかかる考え方

#### ・属性・基本情報

居住区、年齢、サービスの利用状況等の設問は、調査結果の分析に必要となるため

#### ・計画記載

支援計画やその他の計画に掲載している設問については、計画見直しの際に確認する必要があるため

#### ・状況把握

法律や市町村障害者計画策定指針等でニーズ把握等が必要とされている設問や、政策課題の抽出や把握など、短期的に状況の把握が必要と考えられる設問については、3年毎の調査が必要と考えられるため

※なお、基礎調査の設問は、これまで計画策定・推進部会を中心に審議を積み重ね、設定しているものであり、令和10年度の実施時には、今回削減する設問も含め改めて全ての項目について再検討する。

### ◆ 各調査票 設問数一覧

調査票種別		令和7年度（案）	令和4年度実績
A1	障がい者（児）基礎調査（本人用）	33問	49問
A2	障がい者（児）基礎調査（家族用）	25問	39問
B	障がい福祉サービス等事業者調査	26問	30問
C	大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	30問	47問
D 1	障がい者（児）基礎調査（施設入所者用）	20問	29問
D 2	障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）	37問	43問
E	特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査	47問	71問
F	小児慢性特定疾病医療支援事業対象者基礎調査	42問	57問
G	医療的ケア児基礎調査	32問	46問
H	精神科病院入院者基礎調査	29問	（令和7年度調査より実施）

## ◆ 調査票の主な修正点

- ・調査票に同封される依頼状について、より分かりやすい内容となるよう、記載を変更
- ・家族が同居していない場合でも協力していただけるよう、家族に渡してほしい旨を明記
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する選択肢を削除
- ・地域移行における課題や親なき後の課題について浮き彫りにできるよう、選択肢を追加
- ・類似する選択肢についてはまとめる、「障がい者施策」など難しく感じる言葉は「障がいのある方への取組」といったわかりやすい言葉へ置き換える、自由記述欄には罫線を入れるなど、答えやすい調査票となるよう工夫

等

## 6 調査内容の検討経過および今後のスケジュール

時期	協議会・部会等	備考
令和7年3月	障がい者計画策定・推進部会	調査実施方針等の決定
	障がい者施策推進協議会	
令和7年5月	第1回ワーキング（5月8日）	調査実施方法・調査内容等の検討
	第2回ワーキング（5月30日）	
令和7年9月～10月頃	障がい者計画策定・推進部会	調査実施方法・調査内容等の審議
	障がい者施策推進協議会	
令和7年11月下旬	基礎調査の実施（調査票発送）	12月中旬頃を〆切予定
令和8年1月下旬まで	調査票の回収・集計・分析	クロス集計等は2月下旬まで
令和8年2月頃	障がい者計画策定・推進部会	基礎調査集計報告
令和8年3月頃	障がい者施策推進協議会	
令和8年度	次期計画策定作業	